

別添

平成19年度 環境技術実証モデル事業  
「湖沼等水質浄化技術分野」  
実証試験の対象技術の募集について（ご案内）

平成19年6月28日  
大 阪 府

環境省では、平成15年度より環境技術実証モデル事業を開始しています。この事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。

この度、大阪府は湖沼等水質浄化技術分野の実証機関として選定されました。つきましては、実証試験の対象となる技術を募集いたします。

なお、この分野においては、今年度から、実証試験に係る実費を申請者に負担していただく手数料徴収体制で実施いたします。

## 1 実証試験の対象技術等

### （1）申請対象技術

閉鎖性水域において、底層の溶存酸素濃度の向上、汚濁物質（有機物、栄養塩類）や藻類の除去、透視度の向上、底泥からの溶出抑制等を達成する技術で、現場で直接適用可能なもの（微生物製剤や薬剤等を投入するもの及び大規模な土木工事を要するものを除く）を対象とします。なお、実証対象技術は、開発中の技術ではなく、既に商業化段階にある技術に限ります。

### （2）実証試験実施場所（予定）

名 称：芝新池

所在地：箕面市萱野2 - 474（別図参照）

用途等：農業用水用ため池（池面積：約2,900㎡、水深：約1.5～2m）

## 2 申請者の要件

対象となる技術を保有する民間企業であること。

「湖沼等水質浄化技術実証試験要領[第三版]（環境省水・大気環境局）」で定められた事項を遵守できること。

湖沼等水質浄化技術実証試験要領は、環境省の環境技術実証モデル事業に関するホームページ（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）を参照して下さい。

技術実証に関する実証機関の運用方法を定めた「技術実証に係る申請及び実施に関する要領（大阪府環境農林水産総合研究所）」で定められた事項を遵守できること。

この要領は、大阪府環境農林水産総合研究所による環境技術実証モデル事業のホームページを参照して下さい。（実証申請書様式もダウンロードできます。）  
(<http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/etech/model/index.html>)

### 3 対象技術の申請及び実証技術選定について

#### (1) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、下記の書類を各10部（正本1部、写し9部）ずつ提出願います。（下記7.の申請先まで必ず郵送にて申し込み下さい。）

##### 〔1〕 申請技術についての資料

別紙実証申請書様式（A4サイズ）の各項目について記入したもの及び申請書に添付する資料：様式自由。

##### 〔2〕 その他（必要に応じて）

#### (2) 申請の締め切り

平成19年7月18日（水）必着（郵送に限ります）

#### (3) 書類選考及び実証技術選定等について

別紙申請様式にて申請していただいた後、書類選考及び技術実証委員会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で、対象となる技術を選定し、実証運営機関の承認を得て決定します。なお、対象技術の選定は、実証試験要領に示されている形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点に照らして行います。

また、選定結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術については公表することとしておりますが、選定経過については非公開とさせていただきます、問い合わせにも応じられません。

### 4 費用負担

- ・ 実証対象機器の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、その費用は申請者の負担となります。
- ・ 実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用は申請者の負担となります。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も申請者の負担となります。
- ・ 実証試験実施に係る実費は、申請者に手数料として負担していただくことになっています。（納付先：実証運営機関 社団法人日本水環境学会）

実証試験実施に係る手数料額は、実証技術の内容、試験実施場所、及び実証試験の項目等により異なりますが、申請者と調整し、試験計画の内容が確定した後、積算した上で決まることとなり、原則実証試験開始前に納付していただくこととなります。なお、実証試験項目の変更等が生じた場合には、手数料額は改めて確定することとなります。

<対象技術の処理方法による手数料想定額>

120～240万円程度

- ・ その他（技術実証委員会の開催、実証試験計画の策定、実証試験結果報告書の作成等）の費用は、環境省が負担します。

## 5 平成19年度のスケジュールについて

	6月	7月	8月	9～11月	12月～20年2月	3月
対象技術の公募・選定	←→					
実証試験計画の策定		←→				
実証試験の実施			←→			
実証試験結果報告書の作成				←→		
環境省へ報告・公開						←→

実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、環境省のホームページを通じて公表される予定です。

## 6 その他

- ・ 特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。
- ・ 本件につきましては可能な限り情報を公開していくこととしておりますが、公開できない情報につきましては別途相談ください。

## 7 問い合わせ先及び申請書提出先

大阪府環境農林水産総合研究所 企画調整部 技術普及課（南、加藤、山添）

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3-62

TEL 06-6972-7634

FAX 06-6972-7685

なお、環境技術実証モデル事業全般については、環境省の以下のホームページに詳しく紹介されていますので参考にしてください。

【環境技術実証モデル事業ホームページ <http://www.env.go.jp/policy/etv/>】



実証試験実施場所周辺の地図